

## 研究施設等から発生する放射性廃棄物の調査に関する依頼について

令和 5 年 5 月 26 日

日本原子力研究開発機構

バックエンド統括本部埋設事業センター

原子力機構は、研究施設等廃棄物の埋設事業の実施にあたり、原子力機構法に基づき「埋設処分業務の実施に関する計画」(文部科学大臣、経済産業大臣認可)(以下「実施計画」という)において対象廃棄物量の見込み量を定めており、対象廃棄物量の見込み量は、実施計画において機構の中長期計画の開始時期に合わせて定期的に見直しを行うこととしています。

最新の物量調査は平成 30 年度に実施したところですが、令和 4 年度から今中長期計画の開始を受け、今年度、廃棄物量の見込み量(廃棄体及びコンクリート等廃棄物を合わせた見込み量として、以下「廃棄体量」という)の見直しを行うこととしています。調査の概要を別紙に示します。

調査の実施に当たり、原子炉等規制法の許可を有する事業者では、当方で連絡先又は担当部署を把握できない事業者が存在します。そのような事業者への調査についてご協力をいただけると幸いです。

以上

## 研究施設等から発生する放射性廃棄物の調査について

令和 5 年 5 月 26 日

日本原子力研究開発機構

バックエンド統括本部埋設事業センター

### 1. 調査概要

#### 1.1 調査の目的

原子力機構は、研究施設等廃棄物の埋設事業の実施にあたり、原子力機構法に基づき「埋設処分業務の実施に関する計画」(文部科学大臣、経済産業大臣認可)(以下「実施計画」という)において対象廃棄物量の見込み量を定めているが、対象廃棄物量の見込み量は、実施計画において機構の中長期計画の開始時期に合わせて定期的に見直しを行うこととしている。

最新の物量調査は平成 30 年度に実施したところであるが、令和 4 年度から今中長期計画の開始を受け、今年度、廃棄物量の見込み量(廃棄体及びコンクリート等廃棄物を合わせた見込み量として、以下「廃棄体量」という)の見直しを行うものである。

#### 1.2 調査対象事業者

研究施設等廃棄物の埋設事業の対象事業者は、実用発電用原子炉及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連を有する施設から発生したものを除く事業者である。したがって、自ら廃棄体量を整理する原子力機構を除いた以下の者を調査対象事業者としている。

- 原子炉等規制法：試験研究用原子炉設置者、加工事業者、核燃料物質使用許可者(核燃使用許可者は、実用商用発電用原子炉設置者及び原子力発電と密接な関連を有する施設の許可事業者、原子力機構を除く)
- RI 規制法：許可使用者、許可廃棄業者

ただし、RI 規制法で規制される者の廃棄物の大部分は、許可廃棄業者である日本アイソトープ協会が廃棄体化处理を行う計画としていることから、原子力機構から直接日本アイソトープ協会等への調査とする予定である。

#### 1.3 調査項目

保管及び将来発生する施設運転に伴う廃棄物、施設解体廃棄物について、以下の項目について調査を行う。

- ① 処分区分毎及び廃棄物の性状毎の廃棄物量及び重量(中間処理、廃棄体化处理前の量)
- ② 処分区分毎及び廃棄物性状及び廃棄体種類毎の廃棄体量及び重量(廃棄体化处理後の量)

なお、有害物の含有の有無、原子炉等規制法と RI 法との重複規制を受けて発生する廃棄物の有無も調査を行う。

#### 1.4 調査方法

調査方法は以下の手順を進めることを想定している。

- ① 事業所毎に調査への協力依頼を郵送する。
- ② 各事業者は、原子力機構が作成した調査票に数量や重量等の情報を入力する。
- ③ 各事業者から原子力機構宛てに電子メールで送付し、回答とする。

#### 1.5 調査結果の取り扱い

廃棄体量として、埋設事業対象となる廃棄体量の合計値を原子力機構外の廃棄体量として実施計画に反映するとともに、埋設施設の設計に反映する。なお、これらの調査結果の概要については、文部科学省殿の原子力バックエンド作業部会等で提示することを予定している。

#### 2. 調査スケジュール（予定）

令和 5 年 6 月頃 調査開始

令和 5 年 9 月頃 調査の回答締め切り

令和 5 年 12 月頃 調査結果の取りまとめ終了

以上